

3 浄化槽法

(1) 浄化槽とその他の生活排水処理施設

	処理施設の種類	対象となる排水	設置主体	関係法令
浄 化 槽	浄化槽(合併処理浄化槽)	し尿、生活雑排水	市町村、個人等	浄化槽法、 建築基準法
	農業集落排水処理施設等	し尿、生活雑排水	市町村、土地改良区等	
	みなし浄化槽(単独処理浄化槽)	し尿	個人等	
	コミュニティ・プラント	し尿、生活雑排水	市町村	廃棄物処理法
	公共下水道	し尿、生活雑排水、 工場排水等	市町村	下水道法
	流域下水道		都道府県	
	し尿処理施設	し尿、浄化槽汚泥	市町村、一部事務組合	廃棄物処理法

3 浄化槽法

(2) 浄化槽法規定内容

浄化槽法

公共用水域等の水質の保全等の観点から浄化槽によるし尿及び雑排水の適正な処理を図り、生活環境の保全及び公衆衛生の向上に寄与する

- 1 浄化槽の設置
- 2 浄化槽の保守点検及び清掃
- 3 浄化槽の製造
- 4 浄化槽の施工・保守点検・清掃に係る規制
 - (1) 業の許可・登録制度
 - (2) 資格制度
- 5 その他

3 浄化槽法

(2) 浄化槽法規定内容

浄化槽工事業に係る主な規定

浄化槽工事業関係

第21～28条 浄化槽工事業の登録、変更、廃業、登録抹消

第29条 浄化槽設備士の設置等

第30条 標識の掲示(営業所、工事現場)

第31条 帳簿の備付け等

第33条 建設業者に関する特例

浄化槽設備士関係

第42条～第43条 浄化槽設備士免状、試験

3 浄化槽法

(2) 浄化槽法規定内容

浄化槽の適正使用に係る主な規定

- ①使用方法・・・使用に関する準則
- ②保守点検・・・保守点検の技術上の基準
《委託先》千葉県知事、千葉、船橋又は柏市長の登録業者
- ③清掃・・・・・・清掃の技術上の基準
《委託先》市町村長の許可業者
- ④法定検査(7条検査、11条検査)
《依頼先》指定検査機関(千葉県浄化槽検査センター)

<千葉県浄化槽取扱指導要綱>

浄化槽工事業者は浄化槽管理者に対し

- ◇ 浄化槽の使用法、保守点検、清掃及び11条検査受検の必要性について説明するよう努めること
- ◇ 7条検査受検を指導し、手続きの委託を受けるよう努めること

3 浄化槽法

(3) 法定検査

	7条検査 (設置後等の水質に関する検査)	11条検査 (定期検査)
目的	浄化槽が適正設置されているかどうかの確認	保守点検・清掃が適正に実施されているかどうかの確認
検査時期	使用開始後3ヶ月を経過した日から5ヶ月以内	毎年1回
対象	新設浄化槽、構造・規模の変更をした浄化槽	すべての浄化槽
検査内容	浄化槽の設置状況	浄化槽の保守点検・清掃の状況
手続委託	浄化槽工事業者に委託できる	保守点検業者又は清掃業者に委託できる

3 浄化槽法

(3) 法定検査

◆ 法定検査受検率の推移（千葉県）

